

# 平成30年7月豪雨被災者支援メニュー








～生活再建に向けて～

平成30年7月豪雨により  
亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、  
被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

総社市

令和5年2月21日

■ 目 次 ■

種別	項目	罹災証明書判定（住家）				被災証明	ページ
		全壊	半壊 大規模	半壊	一部損壊		
1. 証明書の発行	 罹災証明書・被災証明書の発行						2
2. 経済的支援	 総社市災害義援金の支給	○	○	○	△		3
	 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給						9
3. 住宅支援	 住宅災害復旧等資金利子補給金	○	○	○	○		11
	 災害ごみの搬入について						13
	 総社市空き家リフォーム助成金						14
4. 税金等の 減免・ 特例措置	 各証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○		15

罹災証明書判定：○＝該当、△＝場合によって該当



# 1. 証明書の発行



## 罹災証明書・被災証明書の発行



【危機管理室】 ☎ 92-8599

「罹災証明書」とは、災害により被災した住宅の被害の程度を総社市が証明するものです。

「被災証明書」とは、床下浸水した建物や、住家に付随する家財道具や車両が被災したことを総社市が証明するものです。

**【罹災証明書】** 床上浸水した建物、大きく破損した建物（ガラスの破損なども含む）  
 証明の対象 ・被災者支援制度の適用（被災者生活再建支援金、災害復興住宅融資など）  
 使用用途 ・損害保険の請求 など

**【被災証明書】** 床下浸水した建物、住家に付随する家財道具や車両、農機具など  
 証明の対象 ・車の廃車手続き  
 使用用途 ・損害保険の請求 など

**申請に必要なもの** 申請書  
被災したことが分かる写真 ※印刷する必要はありません  
身分証明書

**受付窓口**

場所	時間
総社市役所危機管理室（本庁舎 2 階）	平日 8:30～17:15



罹災証明書交付に伴い、「総社市災害義援金」を支給します。

内容

平成 30 年 7 月豪雨により、住家等が被災された世帯等に対して、全国の皆様から寄せられた災害義援金を総社市復興対策本部において決定した基準により支給しています。災害義援金については、総社市に岡山県を通して届いており、随時支給しております。

配分対象・配分額

配分対象及び支給額は以下のとおりです。

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊(爆風)	一部損壊※1
第 1 回目 (災害支援金)	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	—
第 2 回目 (災害見舞金)	100 万円	50 万円	20 万円	—	—
第 3 回目 (生活スタート資金)	10 万円	10 万円	10 万円	—	—
第 4 回目 (災害義援金) ※2	50 万円	50 万円	50 万円	—	—
第 5 回目 (床下浸水義援金)	—	—	—	—	10 万円 (5 万円) ※3
第 6 回目 (災害義援金) ※4	20 万円 (30 万円)	20 万円 (30 万円)	20 万円 (30 万円)	—	—
第 7 回目 (災害義援金)	106,743 円	106,743 円	106,743 円		
合計	1,956,743 円 (2,056,743 円)	1,456,743 円 (1,556,743 円)	1,156,743 円 (1,256,743 円)	5 万円	10 万円

※1 半壊に至らない「床上浸水」「床下浸水」「土砂崩れ」が対象です。

- ※2 第 4 回目・第 5 回目の義援金を受け取った場合、今後再度の申請は必要ありません。追加配分がある場合は、それぞれ指定いただいた振込希望口座への振込をもって通知に代えさせていただきます。入金のお知らせはいたしませんので、通帳等でご確認ください。
- ※3 浸水又は土砂流入によって、第 1 回目（災害支援金）を受給している場合は、5 万円の支給となります。
- ※4 要介護 3～5 の方、重度障がい児、または重度障がい者が発災日時時点で在宅していた世帯については、30 万円の支給となります。

## 第 1 回目（総社市災害支援金）

住家や事業所で要件にあてはまる場合、被害を受けた世帯と事業所に対して、現金 5 万円の支援金を支給します。

### 支給の要件

罹災証明の罹災の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の世帯又は事業所  
 ※総社市災害見舞金の対象者と同条件ですので、総社市災害見舞金と同時に申請ができます。  
 ※爆風による一部損壊に対する支援金は平成 30 年 10 月 7 日で終了しました。

**【世帯の場合】** 災害により被害を受けた当時、市内に居住していた世帯の代表者

支給対象 居住していた住家

対象物件

**【事業者の場合】** 市内の法人の代表者または個人事業主

支給対象 屋号を掲示していた事業所または店舗等

対象物件

### 支給額

現金支給 5 万円

### 申請に必要なもの

罹災証明書

身分証明書

直近の法人市民税申告書または確定申告書の写し等の営業の確認できるもの（事業者の場合のみ）

世帯主又は事業所の代表者以外が申請する場合は委任状

### 注意事項

※住家の母屋が対象です。倉庫や離れは対象になりません。

※事業者は、市内の法人の代表者又は個人事業主で、屋号を提示していた事業所又は店舗等です。（住家との併用住宅は対象となりません）

## 第 2 回目(総社市災害見舞金)

住家や事業所で要件に当てはまる場合、被害の大きさによって見舞金を支給します。被害の大きさは、市が発行する罹災証明書を基準とします。

### 【世帯向け】

**支給要件** 罹災証明書の罹災の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の世帯  
※世帯主以外の申請は原則受け付けできません。

### 【事業者向け】

**支給対象** 市内の法人の代表者または個人事業主

**対象物件** 屋号を掲示していた事業所または店舗等

**支給要件** 罹災証明書の罹災の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」であること

### 支給額

「全壊」	100 万円
「大規模半壊」	50 万円
「半壊」	20 万円

### 申請に必要なもの

- 罹災証明書
- 世帯主の預金通帳の写し
- 身分証明書
- 直近の法人市民税申告書又は確定申告書の写し等の営業の確認ができるもの（事業者の場合のみ）
- 世帯主又は事業所の代表者以外が申請する場合は委任状

### 注意事項

- ※住家の母屋が対象です。倉庫や離れは対象になりません。
- ※事業者は、市内の法人の代表者又は個人事業主で、屋号を提示していた事業所又は店舗等です。（住家との併用住宅は対象となりません）

## 第 3 回目(総社市生活スタート資金)

総社市での生活をスタートさせるための資金として現金 10 万円を支給します。

### 対象世帯

住家（母屋）又は事業所の罹災証明が半壊以上の方で、総社市災害見舞金を受給された方（事業所を含む）

### 支給額

10 万円

**必要書類等**

- 申請者の身分証明書（本人確認ができるもの）
- 印鑑

**注意事項**

- ・世帯主（事業所の代表者）が窓口に来られない場合は、委任状が必要となります。
- ・同一住家で住民票上での世帯主が 2 人以上存在する場合は、各世帯主からの承諾書が必要となります。

**第 4 回目(災害義援金)**

住家や事業所で要件にあてはまる場合、被害を受けた世帯と事業所に対して、50 万円の支援金を支給します。

**対象世帯**

住家（母屋）又は事業所の罹災証明が半壊以上の方で、総社市災害見舞金、生活スタート資金を受給された方（事業所を含む）

**支給額**

50 万円

**必要書類等**

- 申請者の身分証明書（本人確認ができるもの）
- 印鑑

**注意事項**

- ・世帯主（事業所の代表者）が窓口に来られない場合は、委任状が必要となります。
- ・同一住家で住民票上での世帯主が 2 人以上存在する場合は、各世帯主からの承諾書が必要となります。

**第 5 回目(総社市床下浸水義援金)**

床下浸水等の被害にあわれた世帯や事業所の方に、義援金 10 万円を支給します。

**支給対象**

住家（母屋）又は事業所が被災された方で、半壊に至らない「床上浸水」「床下浸水」「土砂崩れ」の世帯または事業者  
 ※総社市災害見舞金（20 万円～100 万円）を受給している方は対象となりません。  
 ※アパート等賃貸住宅の住人は除きます。

**支給額**

10 万円  
 ※ただし、爆風を除き、浸水又は土砂流入によって、第 1 回目(総社災害支援金)を受給している場合は、5 万円の支給となります。

## 必要書類等

- 印鑑
  - 世帯主（事業主）の預金通帳の写し
  - 申請者の身分証明書（本人確認ができるもの）
  - 被害状況の確認できるもの
    - ・住家（母屋）の一部損壊（床上浸水）（床下浸水）（土砂崩れ）の記載がある罹災証明または被災証明
    - ・上記の証明がない場合
      - 被害状況の箇所が分かる写真  
（被災当時の写真がない場合は、現況で指さし等による浸水位置等が分かるようにした写真でも可）
      - 被害箇所を記した図（敷地内の建物配置図等。手書き可）
      - 修繕費等の領収書がある場合は添付
- ※住家等の屋内に浸水または土砂が流入した状態が対象です。
- 【事業所】**
- ・上記の書類に加え、直近の法人市民税申告書または確定申告書の写し等営業の確認ができるもの
  - ・アパート等賃貸住宅の貸主の場合は、所有者であることが分かる書類（契約書、登記簿、固定資産証明書）

## 注意事項

- 世帯主（または事業所の代表者）が窓口に来られない場合は、委任状が必要です。
- 同一住家で住民票上での世帯主が 2 人以上存在する場合は、生計同一世帯での支給になりますので、各世帯主からの承諾書が必要です。

## 第 6 回目(災害義援金)

住家や事業所で要件にあてはまる場合、被害を受けた世帯と事業所に対して義援金を支給します。

### 支給対象

- ① 第 4 回義援金対象の世帯・事業所
- ② 上記①のうち、要介護 3～5 の方、重度障がい児、または重度障がい者が発災日時点で在宅していた世帯

### 支給額

- ① 20 万円
- ② 20 万円+10 万円



**必要書類等**

- ※第 6 回義援金は、第 4 回義援金の受取口座に支給します。
- ※支給対象①に該当する場合は、申請手続きは不要とします。
- ※支給対象②に該当する場合は、要介護 3～5 の方、重度障がい児、または重度障がい者が発災日時時点で在宅していたという「申出書」の提出が必要となります。申出書受付後、審査を行った上で支給を決定するので、申出書の受付をもって支給決定とはなりません。審査の結果、支給対象②に該当する場合は 30 万円（=20 万円+10 万円）を支給し、支給対象②に該当しない場合は 20 万円を支給します。

**注意事項**

- ※第 4 回義援金対象の世帯・事業所とは、概ね半壊以上の被害を受けた世帯・事業所に対し、平成 30 年 12 月から支給開始となったもの（支給額：一律 50 万円）の支給対象となった世帯・事業所をいいます。
- ※「在宅していた」とは、自宅にいたことをいい、福祉施設への入所の場合は在宅していたとはなりません。
- ※要介護 3～5 の方、重度障がい児・重度障がい者の単身世帯も支給対象②に含まれます。
- ※要介護 3～5、重度障がい児・重度障がい者に該当するかについては、発災日である平成 30 年 7 月 5 日が基準日となります。
- ※重度障がい児・重度障がい者とは、発災日時時点で身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方をいいます。

**第7回目(災害義援金)**

住家や事業所で要件にあてはまる場合、被害を受けた世帯と事業所に対して義援金を支給します。災害義援金は第 7 回が最終回となります。

**支給対象**

第 6 回義援金対象の世帯・事業所と同じ

**支給額**

106,743 円

**必要書類等**

申請の手続きは不要です。

**注意事項**

第 6 回義援金（令和元年 6 月に支給）以降に対象者が亡くなっている場合は、別途市から送付する書類への記入をお願いします。



## 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給



【福祉課福祉総務係】 ☎ 92-8264

災害で亡くなった人の遺族に対して災害弔慰金を支給します。また、災害で心身に重度の障がいを受けたときなどは災害障害見舞金を支給します。

### 【災害弔慰金】 対象者

災害によりお亡くなりになられた方や災害に関連してお亡くなりになられた方のご遺族です。支給の順位は、次のとおりです。

対象者		支給順位
亡くなられた方によって養われていた	配偶者	1
	子	2
	父母	3
	孫	4
	祖父母	5
亡くなられた方によって養われていない	配偶者	6
	子	7
	父母	8
	孫	9
亡くなられた方によって養われていない	祖父母	10
亡くなられた方によって養われていない	兄弟姉妹	11
亡くなられた方によって養われていないが、同居または生計を同一にしていた	兄弟姉妹	12

### 申請に必要なもの

- 死亡診断書（検案書）の写し
  - 申請者の身分証明書（運転免許証等）の写し
  - 罹災証明書
  - 亡くなられた方と申請される方の関係を証明する書類（戸籍謄本等）の写し
  - 印鑑（認印可）
- ※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。窓口または電話にてお問い合わせください。

## 審査について

災害に関連してお亡くなりになった場合、災害と死亡との間の相当因果関係の有無を、審査会にて判定を行います。相当因果関係が認められた場合、市が弔慰金を支給します。

## 支給額

ご遺族の生計維持者が亡くなられた場合 500 万円

ご遺族の生計維持者以外の方が亡くなられた場合 250 万円

## 注意事項

申請の際には、亡くなられた方及び被災から亡くなられるまでの状況をくわしくお伺いします。申請の前に、まずは窓口または電話にてお問い合わせください。

## 【災害障害見舞金】対象者

災害により、下記の障がいを受けた方です。

- ①両眼が失明したもの
- ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全廃したもの
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧両下肢の用を全廃したもの
- ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

## 申請に必要なもの

罹災証明書

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。窓口または電話にてお問い合わせください。

## 審査について

災害に関連して障がいを受けた場合、災害と障がいとの間の相当因果関係の有無を、審査会にて判定を行います。相当因果関係が認められた場合、市が災害障害見舞金を支給します。

## 支給額

生計維持者が重度の障がいを受けた場合 250 万円

そのほかの方が重度の障がいを受けた場合 125 万円

## 住 3. 住宅支援



### 住宅災害復旧等資金利子補給金



【建築住宅課営繕住宅係】 ☎ 92-8287

平成30年7月豪雨により被災した住宅の復旧（建設・購入・補修）のため、金融機関から融資を受ける場合、その利子を下記のとおり助成（補給金を交付）します。

現在、すでに金融機関等から融資を受けている方についても、対象になります。

#### 対象者

次の（1）～（3）のすべてに該当する方が対象です。

（1）平成30年7月豪雨により住宅（住家）に被害を受けた方

復旧の区分	被害の程度
建設・購入	全壊、大規模半壊、半壊
補修	全壊、大規模半壊、半壊、 一部損壊（床下浸水等）

（2）総社市内に住宅を再建（建設・購入）する方、もしくは住宅を補修する方

（3）住宅の復旧のため金融機関から50万円以上の融資を受ける方

#### 対象となる融資 ，助成率等

復旧の区分	対象となる融資の上限額	助成率（上限）	助成期間
建設・購入（中古も含む）	建設の場合 建設資金 16,800千円 土地購入資金 9,700千円 整地資金 4,500千円	年0.63%	償還開始から 10年間
	購入の場合 住宅購入資金26,500千円		
リバースモーゲージ※	建設の場合 建設資金 22,000千円 土地購入資金 9,700千円 整地資金 4,500千円	年2.12%	
	購入の場合 住宅購入資金 31,700千円		
補修	補修資金 7,400千円 整地・引当資金 4,500千円	年0.63%	
	リバースモーゲージ※ 補修資金 7,400千円 整地・引当資金 4,500千円	年2.12%	

※ リバースモーゲージとは、将来的な住宅の売却を担保にして融資を受ける高齢者向けの特例融資制度のことです。

※ 令和元年 10 月 1 日に上限額を改定しています。

(注) すべての融資は、令和 6 年 3 月 31 日までに金融機関の貸付決定を受けたものであり、かつ、令和 6 年 12 月 31 日までに償還が開始するものであることが要件です。

## 申込期限

令和 6 年 3 月 31 日まで

## 申請に必要な書類

- (1) 総社市住宅災害復旧等資金利子補給 交付承認申請書
- (2) 金融機関からの融資決定通知書（借入済の場合は借用証書）の写し
- (3) 融資資金の内訳（建設・土地取得・整地・補修・移転）がわかる書類の写し
- (4) 融資資金使途証明書
- (5) 誓約書
- (6) 罹災証明書（又は被災証明書）の写し
- (7) その他特に必要と認められる書類

## 利子補給金の交付

毎年（1～12月）の利子の返済実績に基づき、翌年の3月末までに交付します。

※毎年1月に交付申請書及び請求書を提出していただきます。



## 災害ごみの搬入について



【環境課美化推進係】 ☎ 92-8338

【吉備路クリーンセンター】 ☎086-698-3774

【一般廃棄物最終処分場】 ☎99-2130

災害ごみは、吉備路クリーンセンターと最終処分場で受け入れています。

減免手続きによって無料となりますので、事前に環境課までご相談ください。

### 搬入場所

- 可燃、不燃、木くず、金属くず、石こうボード、断熱材、畳、家電など

【吉備路クリーンセンター】 倉敷市真備町箭田 481

- ・月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ・第1・第3・第5土曜日 9:00～11:00  
(第2・第4土曜日、日曜日は休み)

- ガラス、土砂、瓦、土壁、ブロック、ガレキ、コンクリートがらなど

【一般廃棄物最終処分場】 下倉 3740

- ・月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ・第1・3日曜日 9:00～16:00  
(第1・第3以外の日曜日、土曜日、祝日は休み)

### 準備書類

- ・罹災証明書 (原本)
- ・身分証明書 (運転免許証など)

### その他

- ・現地確認を行う場合があります。
- ・減免手続きについては環境課の案内に従ってください。
- ・可燃ごみと不燃ごみは、ビニール袋に入れてください。透明・半透明であれば、市の指定ごみ袋である必要はありません。  
※通常のごみとして集積所を利用する場合は、通常の分別区分に従って出してください。
- ・テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機、灯油類、タイヤ、農業用機械、消火器、農薬などについては、吉備路クリーンセンターへは搬入できませんので、環境課へご相談ください。
- ・業者による解体やリフォームに伴う廃棄物は、持ち込むことができません。この場合は、家屋の所有者であっても持ち込むことはできません。産業廃棄物として処分してください。



## 総社市空き家リフォーム助成金



【魅力発信室】 ☎ 92-8308

被災された方が、自己の居住の用に供するため、空き家を取得し、リフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において総社市空き家リフォーム助成金を交付します。

<b>対象者</b>	平成 30 年 7 月豪雨災害により、居住していた住宅が被災した世帯に属していた者
<b>対象要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家期間が 1 年以上の物件をリフォームすること</li> <li>・ 助成事業が認定決定された後、1 年以内にリフォーム工事が完了すること</li> <li>・ リフォーム後の住宅を住所地とし、5 年以上定住すること</li> <li>・ 住宅の持ち分が 1 / 2 以上あること</li> <li>・ 市の示す耐震基準を満たす物件であること</li> </ul>
<b>助成対象経費</b>	<p>空き家のリフォーム工事に要する経費 (ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の助成制度等を利用して行ったリフォーム経費</li> <li>・ 助成対象者自らが行う工事に要する経費については対象外)</li> </ul>
<b>助成金額</b>	助成対象経費の 1 / 2 (上限 500,000 円)
<b>申請に必要なもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 空き家であることが確認できる書類</li> <li><input type="checkbox"/> リフォーム工事に要する経費に係る見積明細書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 空き家の位置図</li> <li><input type="checkbox"/> リフォーム工事の内容がわかる図面</li> <li><input type="checkbox"/> リフォーム工事前の写真</li> <li><input type="checkbox"/> 耐震診断報告書 (昭和 56 年 6 月以降に建築された物件の場合は、建築確認済証でも可)</li> <li><input type="checkbox"/> 世帯に市町村税の滞納者がいないことを証する書面</li> <li><input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める書類</li> </ul> <p>助成金申請に関する詳細、事前相談等は、魅力発信室 (92-8308) までご連絡ください。</p>

税

## 4. 税金等の減免・特例措置

税

### 各証明書の交付手数料の免除

【市民課戸籍住民登録係】 ☎ 92-8247 【税務課税政係】 ☎ 92-8238

被災した人は、下記の各証明書の交付手数料の免除を受けられる場合があります。

#### 対象となる要件

平成 30 年 7 月豪雨災害に関する手続きに必要な場合

#### 免除できる証明書の種類

- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍全部・個人事項証明書（謄本・抄本）
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 印鑑登録証の再登録  
（印鑑登録証または登録印を災害により紛失・損傷した場合に限ります）
- ・ 個人番号カードの再交付
- ・ 各種税証明書
- ・ 名寄帳兼課税台帳（固定資産税）

#### 申請に必要なもの

- 罹災証明書 又は 被災証明書
- 身分証明書